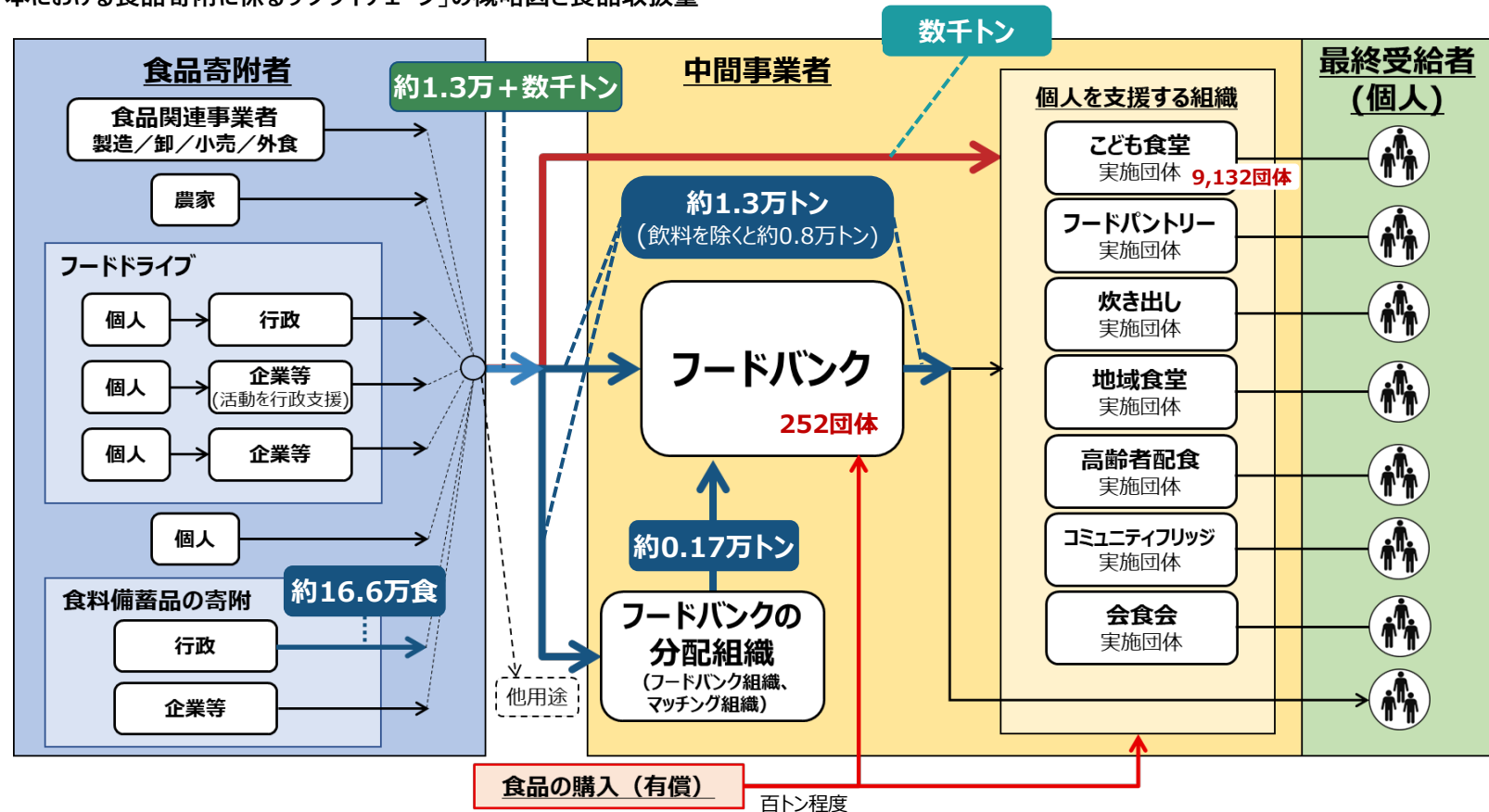


食品寄附等の現状

※本資料は、その内容については記載した出典に依っているが、資料そのものは事務局の責任で加工・作成したものである。

1. 我が国の食品寄附のフローについて【現状】

図表 「日本における食品寄附に係るサプライチェーン」の概略図と食品取扱量

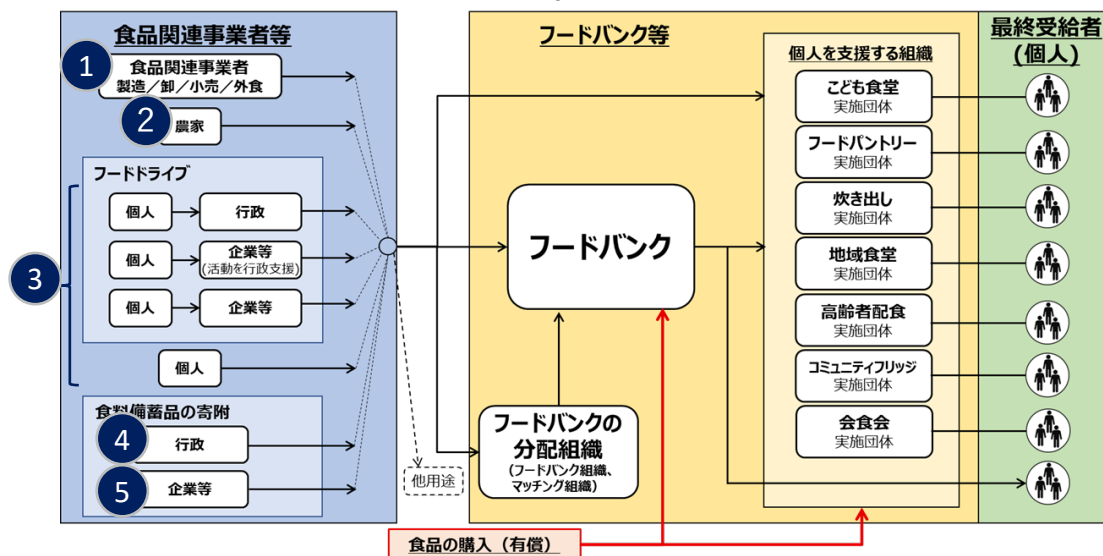


- ※ 量的関係は2022年時点を想定して整理されているが、厳密ではない。
- ※ あくまで調査時点での検討結果であり、精緻化に向けては、更なる情報の収集・検討が望まれる。

出所：消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

1. 我が国の食品寄附のフローについて【ポテンシャル】

図表 「日本における食品寄附に係るサプライチェーン」の概略図



1 約24万t

- 外食段階の未利用食品等の廃棄は約20万トンと報告されているが¹、顧客の食べ残しの推計値であるため除外。
- 総量の観点では食品製造業、小売業にてポテンシャルは高い（一部のフードバンクのヒアリングより）。食品製造業では一度に多量の排出が生じ得るが、フードバンク等のキャパシティの問題で、マッチングがうまくいかない現状がある。小売業では、店頭販売期限を迎える食品の活用への期待が寄せられている。

1：消費者庁、農林水産省、環境省、子ども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（令和5年12月22日）」

出所：消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

- 2 農業の現場では、「圃場から収穫され、規格に合わないために出荷されない農作物、あるいは生産したにもかかわらず、供給過剰になり卸価格が下がった結果、適正価格維持のために、収穫されないで圃場でつぶされてしまう農作物など」が発生しているが、日本の食品ロス削減目標の計上対象に含まれていない。

3 約14万t¹

4 数百万食

食料備蓄品の入替えを5年に1回と仮定した場合の、「乾パン」「インスタント麺類」「アルファ化米等」「主食」についての当該量は約700万食（内閣府「物資調達・輸送調整等システム」2022/4/1時点のデータを元に試算）であるが、食品備蓄量に関するデータ精度に関する制約や、食料備蓄品の賞味期限の長期化等も見込まれることから、未利用食品等としての活用ポテンシャルを数百万食としている。

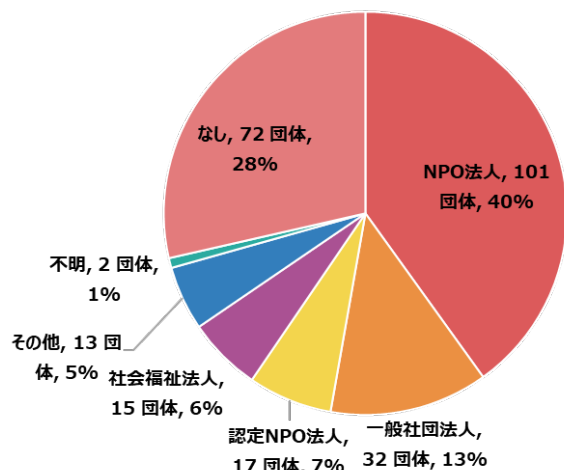
- 5 東京都は「東京都帰宅困難者対策条例」を定めており、東京商工会議所（2023）によると、同会員企業のうち、従業員向けに3日以上以上の飲料水を備蓄している企業は約5割、食料は約4割であった。また、1日以上以上の備蓄を実施する企業はそれぞれ約8割、約7割であった。多くの地方公共団体では東京都のような条例を設けていないことから、その他の地域の企業等における食料備蓄率は東京都よりも低いと推察される。

2. 我が国のフードバンクの現状【組織形態・団体数等】

フードバンクの組織形態

- 2023年時点におけるフードバンクの運営主体（母体法人含む）は、約71%が法人格を取得していた。
具体的には「NPO法人」が最も多く40%であり、次いで「一般社団法人」「認定NPO法人」「社会福祉法人」であった。
これらで全体の約66%を占めた。
- 法人格を取得していない団体も28%存在していた。なお、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」等にて、フードバンク活動の要件等として法人格の有無は定められてはいない。
ただし、税制上の優遇措置（寄附金の損金算入等）が適用されるためには、認定NPO法人等への登録が必要となる²。

図表 フードバンクの運営主体（法人格）（2023年）
N=252



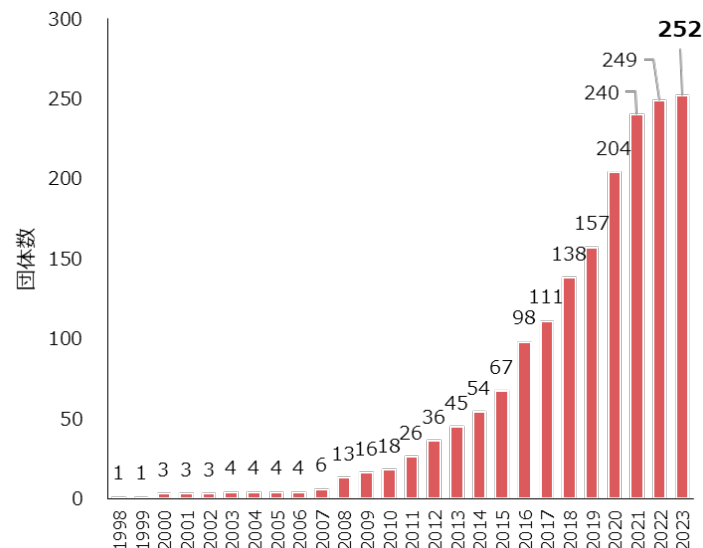
出所：1 農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」

2 農林水産省「【食品関連事業者の皆様へ】食品ロス削減にフードバンクを活用しませんか？フードバンクに係る税制について」

3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

フードバンクの団体数と開始時期

- 農林水産省「フードバンク活動団体一覧」では、2023年時点で252団体から報告があった（ただし、うち17団体は、団体名称に「食堂」を含む）。252団体を対象に、フードバンク活動の開始時期を経年で整理したところ、団体数の拡大が確認された。
- フードバンク活動を開始した時期に着目すると、2011～2020年に活動を開始した団体が74%、2021年以降に活動を開始した団体が19%である。
- 9割以上の団体が2011年以降に活動を開始しており、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行された2019年以後に活動を開始した団体は114団体（45%）であった。



出所：農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2. 我が国のフードバンクの現状【機能別分類】

- フードバンク等を介し、食品提供者（食品関連事業者等）から食品提供先（個人を支援する組織、最終受給者）に至る食品の動きは、以下のとおり分類される。（※なお、仲介に特化した団体は通常フードバンクとはされず、本資料ではコーディネーターとして扱う。）
- 2019年時点の調査では、8割弱のフードバンクが「在庫型」のパターンで、次いで5割弱のフードバンクが「クロスドッキング型」のパターンで食品を提供していた（引取・配送型が約3割、仲介型が約2割）。なお、一つのフードバンクであっても、提供者や提供先の事情等に応じて、複数のパターンを使い分けながら食品を提供する実態があるとみられる。

図表 食品の提供方法（フードバンクを介し、食品提供者から食品提供先に届くまで）

分類	イメージ図	概要
在庫型 （倉庫で保管し、必要に応じて配送）		■ 食品提供者から受入れた食品を、フードバンク所有の倉庫に保管。在庫を管理しながら、食品提供先へ配送する。 ■ 取扱い規模が大きい場合に導入されることが多く、品質管理やデータ管理がしやすい等のメリットがある。
クロスドッキング型 （拠点に集約して出荷）		■ 受入れた食品を倉庫に保管するのではなく、フードバンク本部等の拠点に一時的に集約、仕分けしてから配送する方法。 ■ 外部委託することによる配送の効率化や、受取先に応じた仕分けが可能等のメリットがある。
引取・配送型 （倉庫を使わず、直接配送）		■ フードバンクのスタッフ等が食品提供者から食品を受け取り、そのまま福祉施設等の食品提供先まで配送する。 ■ 短時間で配送可能な狭いエリア内における活動や、小規模なフードバンク等に適している。
仲介型 （輸配送は行わず、仲介・調整に重点化）		■ 配送や輸送等を福祉団体等に委託し、食品提供者と食品提供先間の調整等に特化する。 ■ 運営費の低減が可能である他、提供企業が小売業の場合、生鮮品などを提供しやすくなるなどのメリットがある。

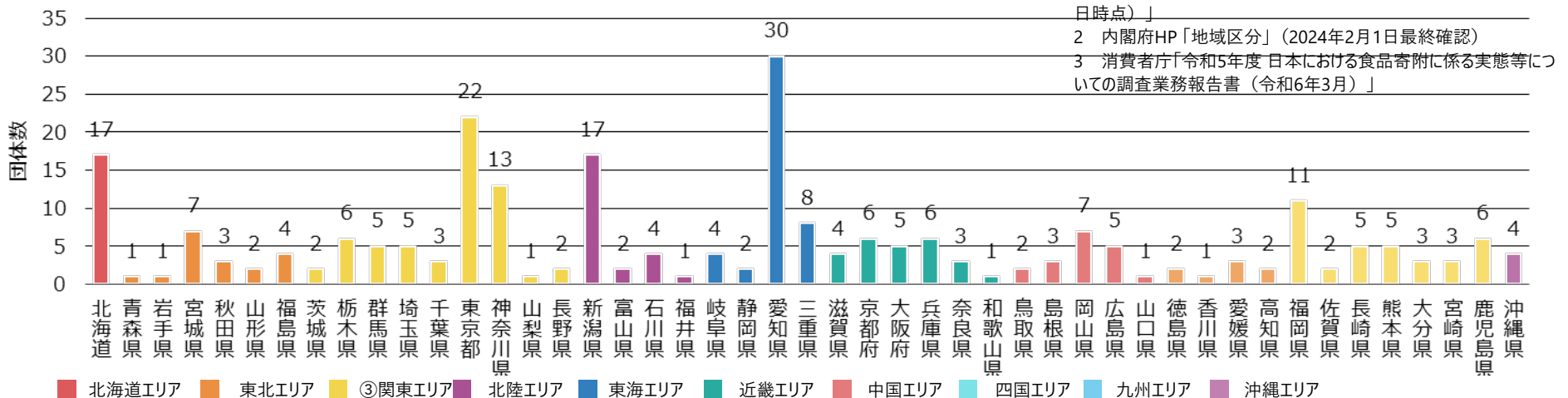
※ 引取・配送型を除き、運搬の方向は矢印に限らず、受贈側が提供側に取りに行く場合もある。

2. 我が国のフードバンクの現状【所在地分布・スタッフ数】

フードバンクの全国での所在地分布

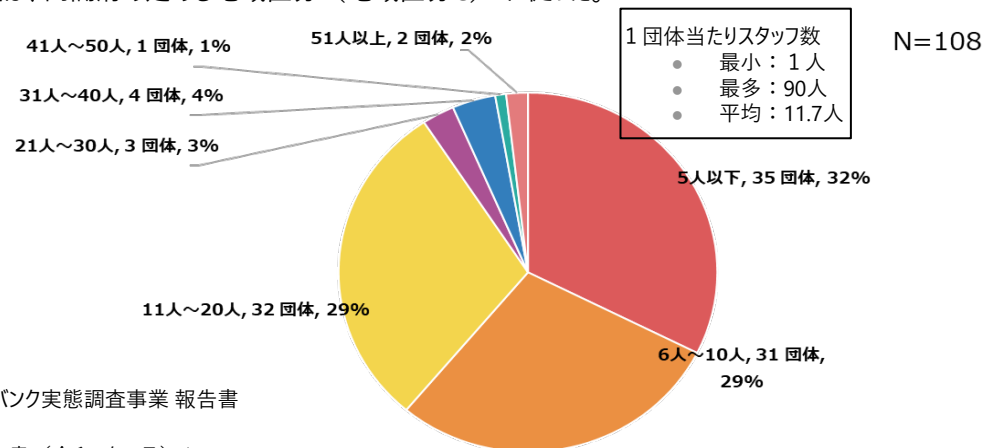
- 2023年時点におけるフードバンクの所在地を都道府県別にみると、愛知県が最も多く、30団体が活動を行っており、次いで、東京都（22）、北海道（17）、北海道（17）、新潟県（17）の順に多い。地域によって、団体数に差はあるものの、47都道府県で最低1団体以上の活動が確認され、フードバンク活動が全国に広がっていることがわかる。

図表 フードバンクの所在地分布（2023年）



フードバンクの体制（スタッフ数）

- 2019年のフードバンク実態調査¹によると、スタッフ数が「5人以下」「6～10人」「11～20人」の団体はそれぞれ32%、29%、29%であった。
- 1団体あたりの平均スタッフ数は11.7人であるが、最多は90人、最少は1人とスタッフ数のばらつきは大きい。



出所：1 農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業/フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」

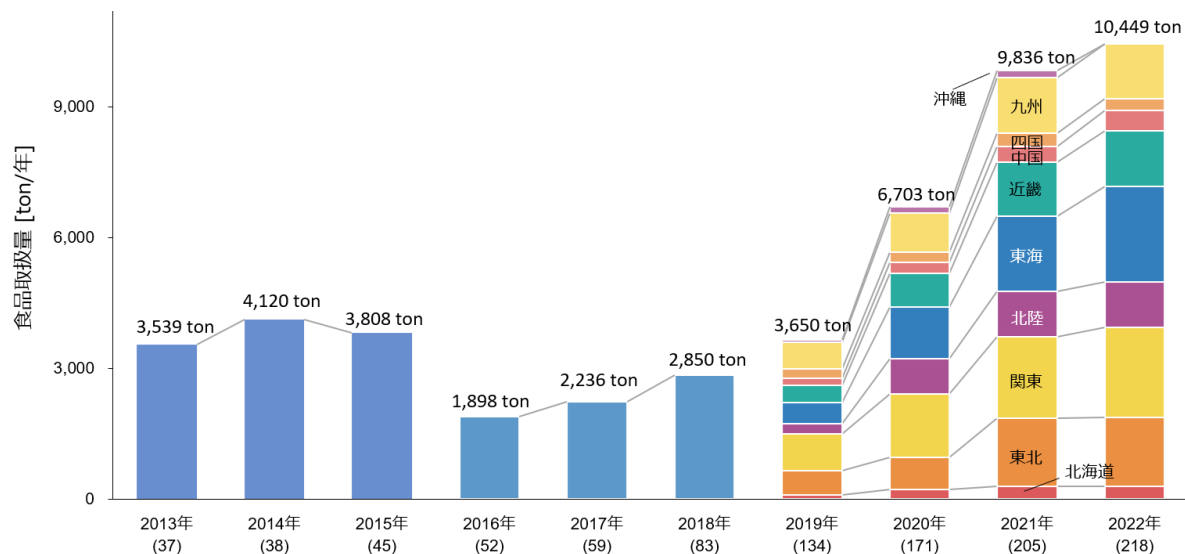
2 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

2. 我が国のフードバンクの現状【食品取扱量】

- 日本全国のフードバンクにおける食品取扱量（他のフードバンクからの受入量を除く）について整理したところ、2020年以後に規模が特に拡大したと確認され、**2022年の実績値は10,449トンであった。**
- 2022年の実績値を都道府県別に見ると、愛知県が最も多く1,576トンであり、次いで福島県（1,019トン）、新潟県（915トン）、神奈川県（610トン）、福岡県（521トン）であった。

※ 2022年の報告が無い団体を対象に、団体HPを確認したところ、「認定NPO法人セカンドハーベスト・ジャパン（東京）」「NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄」は、各1,647.1トン（うち、個人寄贈は82.9トン）、159.4トン（うち、8.5トンは購入）の食品取扱量と確認された^{2,3}。両者の全量を含める場合は、2022年の実績値は12,255トンで、都道府県別には東京都が最も多く2,095トンとなる。

図表 食品取扱量（他のフードバンクからの受入量を除く）



※年次下の括弧は、食品取扱量の回答団体数を意味する。

※食品寄附の提供を受けた量として、「年間の食品取扱量」から「他のフードバンクからの受入量」を減算した値について、評価した。

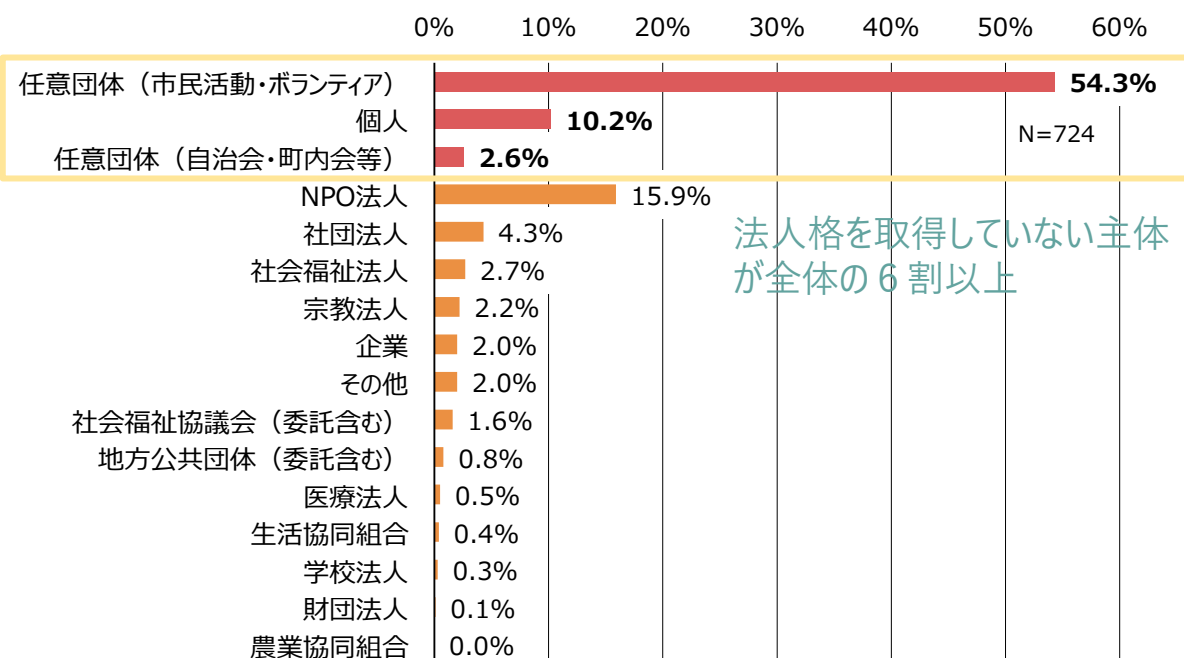
出所：1 農林水産省「フードバンク活動団体一覧（令和5年9月30日時点）」、2 認定NPO法人セカンドハーベスト・ジャパン「監査報告書（2022年度）」、3 NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄HP「2022年度事業報告書（2022年9月-2023年8月）」、4 農林水産省「平成31年度 持続可能な循環資源活用総合対策事業 フードバンク実態調査事業 報告書（令和2年3月）」、5 農林水産省「平成28年度農林水産省食品産業リサイクル状況等調査委託事業 国内フードバンクの活動実態把握調査及びフードバンク活用推進情報交換会報告書（平成29年3月）」、6 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

3. 我が国のこども食堂の現状【組織形態・団体数等】

こども食堂の組織形態

- 2023年時点におけるこども食堂の運営主体は法人格を取得していない主体が多く、全体の6割以上を占めた。（内訳としては、「任意団体（市民活動・ボランティア）」が最も多く54.3%であり、「個人」10.2%、「任意団体（自治会・町内会等）」2.6%である。）
- 法人格を取得している場合は、「NPO法人」が最も多く15.9%であり、次いで「社団法人」が4.3%、「社会福祉法人」が2.7%であった。これら3種の法人で全体の約2割を占めた。

図表 こども食堂の運営主体（単数回答、2023年）

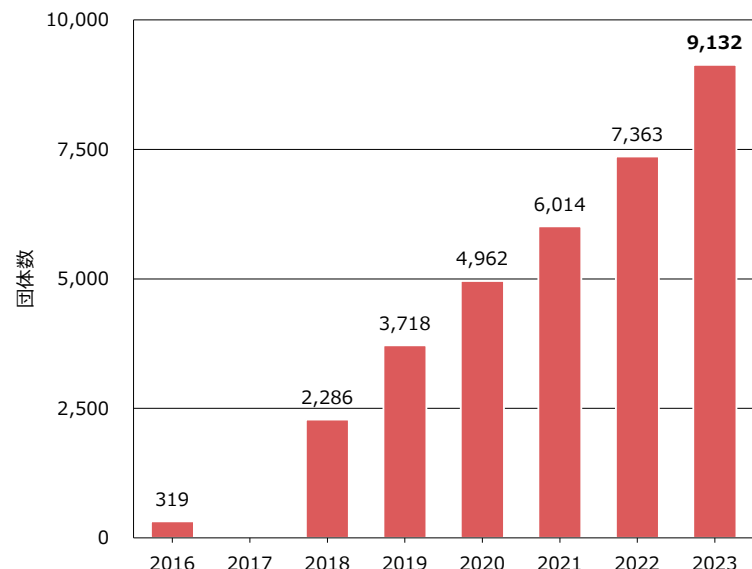


※その他としては、「労働者協同組合」「株式会社」「合同会社」「NPO法人申請を準備」「一般社団法人」「自主団体」「地域自主組織など」等が挙げられた。

出所：認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ「こども食堂の現状&困りごとアンケート vol.8 結果報告（2023年7月18日）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

こども食堂の団体数

- 2023年に実施された全国のこども食堂の箇所数調査では、9,132箇所のこども食堂が確認された¹。同調査は2018年以降毎年実施されており、こども食堂の報告数は例年増加している。
- こども食堂に対して活動を開始した時期を尋ねると、約98%の団体が2011年以降に活動を開始しており、新型コロナウイルス感染症の影響が生じた2020年以降に活動を開始した団体は335団体（約46%）であった²。



※認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえおよび地域ネットワーク団体等が調査し、確認された結果

※2016年は朝日新聞調べ。2017年は調査が実施されていない。2018年以降は認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ、及び地域ネットワーク団体調べ。

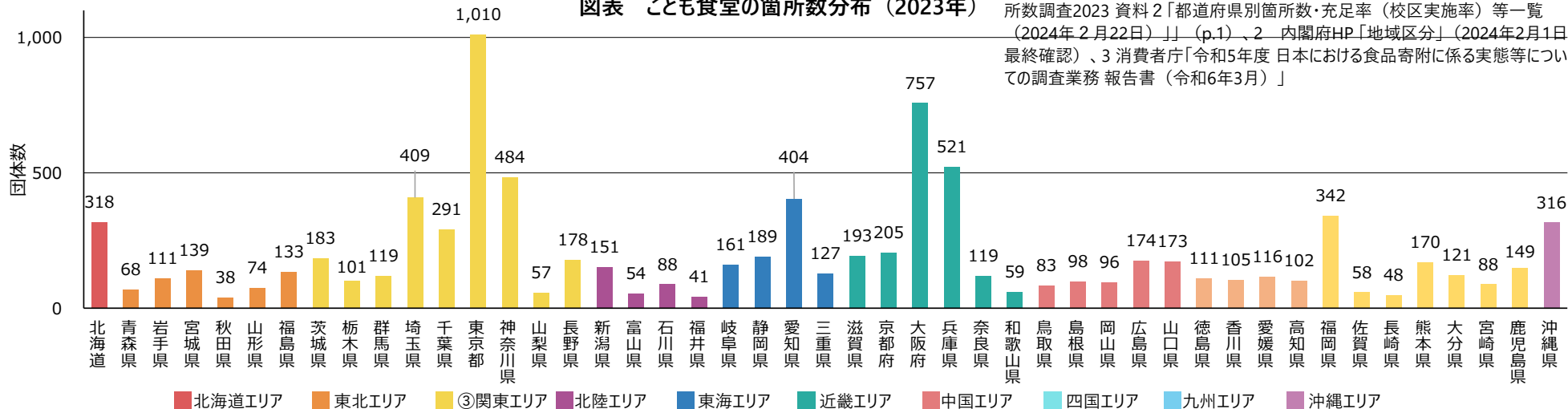
出所：1 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ「こども食堂全国箇所数調査2023 資料1「こども食堂全国箇所数調査2023結果（確定値）のポイント（2024年2月22日）」（p.1）2 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ「こども食堂の現状&困りごとアンケート vol.8 結果報告（2023年7月18日）」（p.7）、3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

3. 我が国のこども食堂の現状【所在地分布・スタッフ数】

こども食堂の全国での所在地分布

- 2023年時点におけるこども食堂の箇所数を都道府県別にみると、東京都が最も多く、1,010箇所であった。次いで、大阪府（757箇所）、兵庫県（521箇所）、神奈川県（484箇所）、埼玉県（409箇所）、愛知県（404箇所）と、人口規模が大きい地域が続いた。地域差はあるものの、1つの都道府県に38箇所以上のこども食堂が存在しているとわかる。
- 同調査では、人口あたりのこども食堂の箇所数も整理しており、沖縄県が最も多く（21.27箇所/10万人）、徳島県（15.44箇所/10万人）、鳥取県（15.19箇所/10万人）と続いた¹。

図表 こども食堂の箇所数分布（2023年）



※ エリアの地域分類は、内閣府の定める地域区分（地域区分C）²に従った。

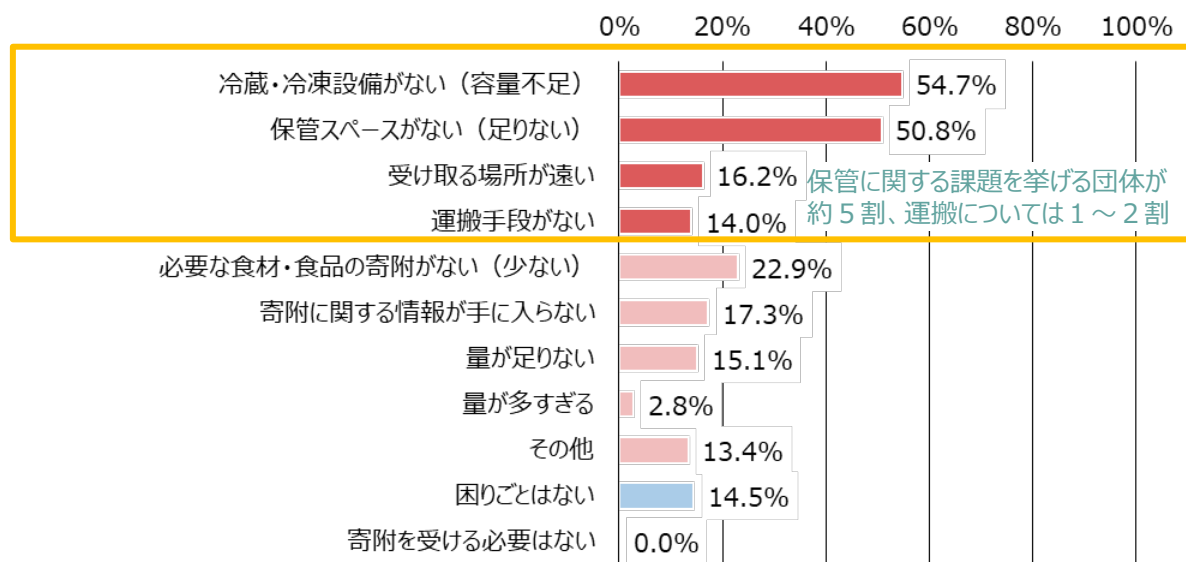
こども食堂の体制（スタッフ数）

- 2017年のこども食堂実態調査（274団体から回答）¹によると、こども食堂の開催1回に参加するスタッフ数の平均値は9.1人であった。ただし、最多は40人、最少は1人、中央値8人とばらつきが大きく、団体の規模や性質、開催目的によって状況が異なると考えられる。
- 同調査においてスタッフ数が十分であるかを尋ねたところ、「だいたい足りている」との回答が56.6%と半数以上を占めた。一方、「開催回による」「不足している」との回答もそれぞれ28.1%、13.9%見られた。

3. 我が国のこども食堂の現状【こども食堂の抱える課題】

- 2021年の食支援活動を対象とした調査にて、こども食堂を対象とした集計によると、食材・食品の寄附を受ける上での課題として、「冷蔵・冷凍設備がない（容量不足）」「保管スペースがない（足りない）」という食品の保管に関する項目は、約5割の回答率であった。また、「受け取る場所が遠い」「運搬手段がない」という食品の運搬に関する項目は、1～2割の回答率であった¹。
- 一般社団法人全国食支援活動協力会は、従来の寄贈の流れを整理し、寄贈における課題を「各種調整の手間」「配送コスト」と指摘している（寄贈主が各地の団体と個別に連絡・調整／中間支援組織を経由しない場合は、宅配で個別に配送／中間組織が冷凍・冷蔵設備を持っていない場合がある等）²。

図表 食材・食品の寄附を受ける上での課題（複数回答、2021年）【実施中の活動】



出所：1 一般社団法人全国食支援活動協力会、千葉大学人文科学研究院 清水洋行研究室「「2021年度コロナ禍における食支援活動の現状と食材支援に関する調査」の集計結果（数値データ版）（2022年4月15日）」、2 一般社団法人全国食支援活動協力会 平野覚治「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム（2021年）」、3 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

4. 関係法令等の適用関係【民法・行政法】

民法等

食品寄附者やフードバンク、こども食堂等は、最終受給者の損害（治療等）に関し、異物混入等に関する違法行為につき故意・過失がある場合には、不法行為責任（**民法第709条、第710条**）や債務不履行責任（**民法第415条第1項**）が問われる可能性がある。

食品寄附者やこども食堂など、「製造業者等」（**製造物責任法第2条第3項**）に該当する者は、最終受給者の損害（治療費等）に関し、食品（製造物）をフードバンク等に引き渡した時点に存在した欠陥につき、製造物責任を問われる可能性がある（同法第3条）

食品衛生法

食品衛生法第6条により、異物の混入等により人の健康を損なうおそれがあるものの販売等を行うことは禁止されており、対象行為には「不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合」も含まれ、無償提供活動もこのような行為を行う場合は対象となる。

違反行為には、

①廃棄命令及び危害除去のための必要な処置（回収命令・改善命令など）（同法第59条）

②営業禁停止等（同法第60条）

が実施される場合がある。これら行政処分に従わない時は、刑事罰が科せられる場合がある。

食品表示法

食品表示法第5条により、食品関連事業者等は食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売を禁止されており、食品表示基準（以下「基準」という。）

に定められた表示事項や遵守事項を遵守しないで販売する場合は、

①品質に関する事項については、遵守すべき旨の指示、措置命令の行政処分が実施される場合がある。

②アレルギー、消費期限等の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項については、回収命令又は業務停止等の行政処分が実施される場合がある。

加えて、これら処分を担保するため刑事罰が科せられる場合がある。

「食品関連事業者等」には食品の製造、加工、輸入を業とする者のほか、食品の販売をする者が含まれ、この「販売」には、「不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡」が含まれ、無償提供活動もこのような行為を行う場合は対象となる。

4. 関係法令等の適用関係【フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き】

- フードバンク活動における留意事項については、農林水産省の「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（2016年11月公表、2018年9月改正）」が参照される場合が多い。
- 同手引きの対象範囲は、食品関連事業者から提供された食品の譲渡に係る活動のみであり、調理を伴う活動は対象外である。

『フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き』の構成と主な内容

1 本手引きの目的 食品の品質確保及び衛生管理、情報管理等の適切な運営確保に関する手引きを作成し、食品の提供者である食品関連事業者等からの信頼性向上を通じてフードバンク活動団体におけるこれら食品の取扱いを促進すること。	6 情報の記録及び伝達 食品関連事業者等、フードバンク活動団体、提供食品の受取先（施設及び団体等に限る）において、各種事項を記録・保存する。
2 本手引きの対象範囲 国内のフードバンク活動のうち、食品関連事業者等から提供された食品の譲渡に係る活動を対象とし、調理を伴う活動については含まない。	7 関係者とのコミュニケーションの構築 - フードバンク活動団体は、食品ロスの現状、フードバンク活動の果たす役割、フードバンク活動の状況について、食品関連事業者等をはじめ広く一般に情報発信するとともに、定期的な情報交換を通じて、信頼性の向上に努める。 - また、食品の安定供給を図るため、必要に応じて、他のフードバンク活動団体や地方自治体等関係機関との連携に努める。
3 食品の提供又は譲渡における原則 - 食品関連事業者及びフードバンク活動団体は、最終的に食品を受け取る団体及び個人の要望を踏まえ、食品の提供又は譲渡を行う。 - 消費期限又は賞味期限を過ぎた場合や、汚損、破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は受取先に譲渡しない。	8 その他 - フードバンク活動団体は、本手引きのほか、従前のとおり、食品衛生法、食品表示法これらに基づく基準、条例等に従うものとする。なお、食品衛生に関して、開設時など、適時、所在地を所管する保健所に相談することが望ましい。 - また、食品関連事業者等、フードバンク活動団体及び受取先は、食品の提供又は譲渡において知り得たそれぞれの者に関する情報を厳重に管理し、当事者の同意なしに提供しない。
4 関係者間のルール作り - 食品関連事業者等とフードバンク活動団体との間におけるルールづくりとして、以下を実施する。 - 提供食品の情報の把握 - 契約書又は合意書の作成・保有 - フードバンク活動団体における事業報告書等の備付け及び閲覧 - 同様に、フードバンク活動団体と食品の受取先との間におけるルールづくりとして、以下を実施する。 - 受取先の要望の把握 - 食品の譲渡に当たっての遵守事項等の確認・合意	（記載例 1 ～ 7） - 以下に関する記載例を紹介。 - 食品の提供・譲渡に関する合意書（食品関連事業者等・フードバンク活動団体） - 食品の譲渡に関する合意書（フードバンク活動団体・食品の受取先団体） - 衛生管理点検表（1回/日）、（1回/週）、（1回/月）、（1回/年）、温湿度チェック表 - 食品提供履歴管理表（食品関連事業者等用） - 食品提供履歴管理表（フードバンク用） - 廃棄・亡失管理表 - 食品の苦情対応
5 提供食品の品質・衛生管理 食品関連事業者等・フードバンク活動団体における、提供食品の品質確保、衛生管理に関する各種事項を整理。（表 1 ～ 13を参考に、適正に管理。）	

出所：農林水産省「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（2016年11月公表、2018年9月改正）」、消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」

4. 関係法令等の適用関係【こども食堂に関する各種通知等】

- こども食堂における取組の留意事項（新型コロナウイルス感染症対策関連を除く）については、以下の通知が主に参照される。
 - 保育所等における子ども食堂等の地域づくりに資する取組の実施等について
（こども家庭庁成育局保育政策課長・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長 連名通知、令和5年9月7日）¹
 - 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（厚生労働省 子ども家庭局長等 連名通知、平成30年6月28日）²
※特に「（別添8）子ども食堂における衛生管理のポイント」が参照される（本資料p.35参照）。
- 地方公共団体にて、こども食堂の運営に関する手引きやガイドラインが作成されている場合もあるが、活動実施にあたっては、上記の通知（特に、平成30年通知）に加え、「こども食堂あんしん手帖（2023年改訂版、一般社団法人全国食支援活動協力会）」³、地方公共団体作成の衛生管理に関するリーフレット等を参照するよう案内していると見受けられる。
※全国こども食堂支援センター・むすびえは「こども食堂に「唯一の正しい形」はない」とし、自治体や社会福祉協議会等の作成資料を各種手引き書として紹介している⁴。

『保健所等における子ども食堂等の地域づくりに資する取組の実施等について』の構成
1. 保健所等において地域づくりに資する取組を行う意義
2. 保育所等における子ども食堂等の実施について
3. 実施に当たっての具体的な留意事項等 (1) 食事を提供する際の衛生管理について (2) 消耗品費、水道光熱費等の経費等の取扱いについて
別添資料1「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」（平成30年6月28日厚生労働省子ども家庭庁局長等連名通知） 別添資料2「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日厚生労働省子ども家庭庁局長等連名通知）（抄）



『こども食堂あんしん手帖 2023年改訂版』の構成と主な内容
- 食品衛生の基礎知識 身だしなみや体調チェック、健康管理点検表等 - アレルギーの基礎知識 アレルギー食への対応、レシピ、代替食等 - 食を育む 食を通した安心して暮らす居場所づくりや地域とのつながりの工夫等 - あたらしいこども食堂のあり方 運営に関する工夫の事例やサポートセンターの活動紹介等

出所：1 こども家庭庁、文部科学省「保育所等における子ども食堂等の地域づくりに資する取組の実施等について（令和5年9月7日）」（p.3）、2 厚生労働省「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について（令和元年12月27日）」（pp.10-11）、3「こども食堂あんしん手帖（2023年改訂版、一般社団法人全国食支援活動協力会）」、4 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえHP「「こども食堂」をより安心・安全な場にするために、「食品衛生責任者」資格取得の助成制度を創設。今期は全国で50名、全額補助をスタートします。」（2024年3月1日最終確認）、5 消費者庁「令和5年度 日本における食品寄附に係る実態等についての調査業務 報告書（令和6年3月）」